

指宿港海岸海水浴場設置管理運営業務委託仕様書

1 業務委託名

指宿港海岸海水浴場設置管理運営業務委託

2 目的

海水浴場の開設にあたって、施設を快適に利用できるよう環境整備を行い、利用客の安全確保を図るほか、施設の維持管理を行うとともに、得られた成果や課題を検証し、次年度以降の本格的な事業展開へつなげることを目的とする。

3 海水浴場開設の概要

(1) 場所

指宿港海岸埋立地 2 工区（以下、「2 工区」という。）

※詳細な場所は、「別紙 1」を参照すること。

(2) 開設期間

令和 8 年 7 月 18 日（土）から令和 8 年 8 月 31 日（月）まで

4 業務期間

契約締結日から令和 8 年 10 月 30 日（金）まで

5 基本事項

本業務の実施にあたり、「表 1：基本情報及び実施条件」を前提とし、海水浴場の運営を行う。

ビーチにおいては、インフラ関係が整備されていないことから、各施設においては基本的に仮設対応（リース）となるため、「表 2：基本施設」を原則として設置し、運営を行う。

なお、設置施設については、市が別途発注する指宿港海岸賑わいお試し実証業務委託の受注者（以下、「賑わい受注者」という。）も使用するため、過不足のないよう必要施設を充足するものとする。

ただし、業務の実施期間中に施設不足や数量過剰となる場合は、発注者と協議を行い適宜対応するものとする。

表 1：基本情報及び実施条件

項目	条件		備考
海水浴場 実施期間	令和 8 年 7 月 18 日（土）～ 令和 8 年 8 月 31 日（月）		台風、大雨時等を除く
遊泳時間	9：00～17：00（8時間）		11時、13時、15時に15分間休憩を取る
インフラ関係	上水道	あり	
	下水道	なし	
	電気	あり	

表 2：基本施設

No.	機能	施設名称	単位	数量	機能・仕様等	備考
1	管理	仮設管理事務所	基	1	プレハブ（3坪）	
2	管理	収納倉庫	基	1	プレハブ（2坪）	
3	利便	仮設快適トイレ	基	2	洋式	
4	利便	仮設トイレ	基	5	男性用 2 基・女性用 3 基	
5	利便	仮設更衣室	基	2	男性用 1 基・女性用 1 基	
6	利便	仮設シャワー	基	2	男性用 1 基・女性用 1 基	
7	利便	仮設テント	張	4	休憩用	
8	安全対策	ロープ・ブイ	m	280		
9	安全対策	音響設備	式	1	別紙 2 参照	

※ 機能を満たす施設配置をするものとするが、工夫した施設提案や数量等の変更も可能とする。ただし、来場者のサービス低下としないようにするものとする。

※ 基本施設の設置計画（案）は「別紙 3」を参照すること。

6 業務概要

業務概要については、「表 3：業務概要一覧」を参照すること。

表 3：業務概要一覧

No.	業務概要	単位	数量	備考
(1)	計画準備及び施設配置等運営案の作成	式	1	
	ア) 業務計画書の作成			
	イ) 施設案及び配置計画案の作成			
	ウ) 監視員配置計画の作成			
(2)	海水浴場の管理（監視）及び運営	式	1	
	ア) 準備及び運営			基本施設の配置
	イ) 開場及び閉鎖			
	ウ) 監視及び救助			
	エ) 警備			
	オ) 海水浴場の保全			
	カ) 緊急時の対応（急病人や怪我人の対応）			
	キ) 災害発生時及び発生前の対応			地震・津波・台風等

7 業務内容

(1) 計画準備及び施設配置等運営案の作成

ア) 業務計画書の作成

本業務の実施にあたり、業務の目的、業務内容、履行期間等を踏まえ、業務の実施方法や手順、警備、緊急時及び災害時の連絡体制などを定めた業務計画書（以下、「計画書」という。）を作成すること。

イ) 施設案及び配置計画案の作成

「表2：基本施設」を原則設置するものとするが、必要に応じて追加・変更した上で協議を行い、施設案及び配置計画案を作成する。購入品及びリース品に関する仕様内容など詳細が分かる資料を発注者へ提示すること。

ウ) 人員配置計画の作成

適切な人員配置計画を作成する。配置人員は「表4：配置人員」の配置人員以上を確保するものとするものとし、利用者の救助等の遅延やサービス低下とならないよう適切な人員配置を行うこと。

表4：配置人員

	業務従事者	配置人員	最低要求水準等
1	監視員	常時3名以上/日	陸上及び海上監視、海難救助、緊急対応
2	清掃作業員	1名以上/日	仮設トイレ清掃、備品補充

(2) 海水浴場の管理運営（監視等）

海水浴場期間中の管理運営（監視等）を行う。管理運営においては、利用者の安全確保や快適な場所を提供するため、以下の内容を遵守し、適正な安全管理を行うものとする。下記項目に記載がない内容でも管理運営する上で必要な事項については発注者へ協議の上で実施すること。

ア) 海水浴場の準備及び運営

① 開設期間前の業務（契約締結の日～7月17日）

i 遊泳区域表示ブイ等の設置

遊泳区域表示ブイを設置する。この場合、設置区域又は設置場所については、発注者の指示によるものとする。

② 台風接近時の業務

台風接近時等は、基本施設の養生及び遊泳区域表示ブイの撤去収納について協議を行う。

③ 開設期間後の業務（9月1日～）

i 遊泳区域表示ブイの撤去

海水浴場開設時に設置した遊泳区域表示ブイを引き上げ、収納する。

イ) 海水浴場の開場及び閉鎖

① 発注者と協議の上、施錠管理を行う。

② 海水浴場の開場前においては、基本施設等の準備を行い、利用者のサービス向上に努めることとする。

③ 午前9時にマイクを使った開場の案内を行うこと。

- ④ 午前11時、午後1時、午後3時に15分間海から上がるよう呼びかけを行うこと。
- ⑤ 午後4時45分に海から上がるよう呼びかけを行い、午後7時に閉鎖すること。
また、その旨マイクを使った案内を行うこと。

ウ) 海水浴場の監視及び救助等業務

- ① 海水浴場内の管理（簡易清掃を含む。）及び監視を行う（監視時間は午前9時から午後5時まで）。
- ② 監視体制は、本部監視所を1か所、地上監視所を3か所とし、各監視所及び関係機関等と常時連絡がとれる体制とすること。
- ③ 開場前に、ボート、監視台、AEDなどの諸準備をすること。
- ④ ボート、監視台などの後始末を行うほか、更衣室やロッカーにおける忘れ物や拾得物の確認、海水浴場の点検を行うこと。
- ⑤ 毎日、日誌を記録すること。
記録事項における項目は、下記を基本とし、発注者と協議の上で決定する。
 - ・ 気象状況（天気、気温、水温、風速、波高等）
 - ・ 来場者数、アクティビティ参加者数
 - ・ 事故等の対応状況
- ⑥ 近隣への違反駐車対策として、マイクでの注意喚起や巡回を行うこと。
- ⑦ 利用客への呼びかけ

呼びかけ事項は、以下のとおりとする。

- i 時刻のお知らせ
- ii 空腹、満腹時の遊泳禁止について
- iii 子供から目を離さないようにすることについて
- iv 荷物の管理について（ロッカーを使用するか、又は個々に責任を持たせる。）
- v 子供が事故に気づいたら近くの大人か監視員へ知らせることについて
- vi 浮袋使用上の注意について（浮袋使用者は、深い場所で泳がないよう注意する。）
- vii 海水浴場美化の協力依頼について
- viii ブイ（遊泳境界標識）につかまらないようにとの呼びかけについて
- ix 監視員の指示に従うこと

なお、以下については毎正時に呼びかけることとする。

- i 遊泳区域の厳守について
 - ii 遊泳区域の奥に関しては、深くなる場所もあるので、注意するようにとの呼びかけについて
 - iii これから1時間の気候（風、雨等）について
- ⑧ 留意事項
 - i けがなどの手当ては早急に行うこと。
 - ii 遊泳区域については、波浪により危険と判断されるときは区域縮小用旗を設置して遊泳区域の変更を行い、利用客を速やかに移動させること。
 - iii 賑わい受注者とも緊密な連絡をとり、トラブルのない安心安全な海水浴場の運営を心掛けること。

- iv 監視員は常時ユニフォームを着用すること。
- v 緊急時のホイッスルを常備すること。
- vi 監視区域の分担を明確化すること。
- vii マイク使用時や利用客への声がけの際は、言葉づかいに注意すること。
- viii ロッカーの鍵の紛失・破損等については、その修繕等に係る費用を利用者に実費負担させること。
- ix 監視員については、開設日までに消防局又は日本赤十字社による救助方法、AED使用法及び人工呼吸等について十分な研修を行い、講習修了証（写し）を提出すること。また、業務中は、講習修了証を携帯し、開設期間中においても随時研修を行うなどし、救助に関する知識向上に努めること。
- x 委託業務の実施上必要な経費の負担について、AED（自動体外式除細動器）リース料、消耗品類（応急薬品、消毒液以外のもの）に要する経費、業務従事者の制服に要する経費、その他委託業務に付随する経費は受注者の負担とする。なお、光熱水費については発注者の負担とする。

エ) 警備

- ① 海水浴場開設期間において、海水浴場での事故発生や近隣住民への騒音被害等を防止するため、毎日、午後10時及び午前2時に巡回して、以下のとおり、警備等を行う。

なお、近隣住民への迷惑行為等が頻発する場合などは、巡回頻度を多くするなどして、迷惑行為を発見した際は適切に指導を行うこと。

- i 海水浴場の近隣住民に対する迷惑行為（花火・バーベキュー等）の防止
- ii 海水浴場関連施設・備品の破損等の防止
- iii 事故発生時における関係先への通報連絡及び事故報告書の提出
- iv 警備日報の提出
- v 業務時間における施設の利用状況の把握
- vi その他指示する事項

② 警備報告

受注者は、以下の要領で、報告書を提出すること。

- i 委託業務処理実績報告書：毎月提出する。
- ii 事故報告書：事故発生の都度、提出する。
- iii 夜間警備終了後は、警備日報を提出する。
- iv 受注者は、発注者からの報告依頼を受けた場合は、直ちにこれを履行するものとする。

③ 警備員の服装等

警備員は制服、制帽を着用し、言語、動作、態度等において、海水浴場の利用者等に不快の念を与えないよう注意すること。

④ 業務用装具等

業務に必要な装具等は、受注者において準備すること。

⑤ その他

受注者は、現場の状況に応じて管理上必要と認める業務で契約上合理的な範囲のものについては、この仕様書に記載されていない事項であっても信義に従って実施すること。

オ) 海水浴場の保全

- ① 仮施設（トイレ、シャワー等）が快適に利用してもらえるよう、巡回点検及び適宜清掃を行うこと。
- ② 海水浴場で発生したごみの処理については適切に処理し、処理に伴う費用は受注者において負担すること。
- ③ 備品等は適正に保管し、紛失、破損等が生じないように必要な処理を行うこと。
- ④ 施設内における火災、破損、事故等があった場合は直ちに適切な処理を行うこと。
- ⑤ 仮施設の利用に支障がある場合は速やかに対処すること。また、仮施設の利用が困難な場合においては、利用者に分かるように使用禁止を掲示した上で、仮施設の修繕や取換えなどの対応を行うものとする。

カ) 緊急時の対応（急病人や怪我人の対応）

- ① 全員を海から上げること。
- ② 救助活動を行うこと。
- ③ 同行者の人から、事故者の身元確認を行うこと。
- ④ 溺者を発見したら救助し、AEDの使用や人工呼吸などの適切な救命措置を行うこと。
- ⑤ 救急車の出動要請は迅速にすること。
- ⑥ 救急車が到着するまでの処置を適切に行うこと。
- ⑦ 必要に応じて、下記の関係機関に連絡すること。
 - ・ 消防局 119（指宿消防署 22-5111）
 - ・ 警察署 110（指宿警察署 22-2110）
 - ・ 都市・海岸整備課 22-2111
 - ・ 鹿児島海上保安部 118（指宿海上保安署 34-1000）

キ) 災害発生時及び発生前の対応

- ① 台風、津波注意報・警報時等は、利用者の安全を考慮し、必要に応じて適切なタイミングで海水浴場の使用を中止するものとする。中止する際には、発注者へ事前に連絡すること。
- ② 台風の接近又は荒天により、高波や雷等が発生する場合は、現場の状況を都市・海岸整備課に報告し、遊泳禁止措置を取ること。
- ③ 遊泳禁止中であっても、利用客が泳ぐおそれがある場合は、監視や呼びかけを継続すること。
- ④ 再開する際は、事前に最新の気象情報（鹿児島地方気象台099-250-9912）を確認すること。また、再開前に、海浜への漂着物や海上の浮遊物等を撤去するなど、簡易清掃を行うこと。
- ⑤ 津波等による避難が必要な場合、遊泳禁止措置をとり、利用者への呼びかけ周知と共に、避難場所への誘導案内を行う。また、要介助者を優先的に安全な場所へ移動してもらえるよう対応すること。

ク) その他

- ① 本業務の実施に関する、賠償責任保険に加入し、加入が確認できる書類を都市・海岸整備課に速やかに提出すること。

- ② 仮設（リース）に関する保険についても受注者（再委託を含む）の責において加入するとともに、保険の内容が確認できる資料を添え、発注者に報告すること。
- (3) 報告書作成
業務内容(1)～(2)の実施結果等を踏まえ、報告書を取りまとめること。

8 秘密の厳守

業務上知り得た情報及び資料は、秘密事項として厳守しなければならない。特に、個人情報保護の保護に関し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本業務の内容を目的外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。
- (2) 本業務に係る一切のデータを、本市が指定した目的以外に複製又は複製してはならない。
- (3) 本業務の処理に関し、事故が生じた場合は、直ちに市に対して口頭又は電話により速やかに通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって市に報告しなければならない。

9 その他

- (1) 再委託について

本業務における総合的企画、総合的業務遂行管理を第三者に委託し、又は請け負わせるはならない。ただし、一部の業務を市の承諾の上で、再委託や請け負わせることは可とする。

- (2) 貸与品等について

資料等については、必要に応じて貸与する。返還の指示があった場合及び業務完了時には、直ちに返却すること。

- (3) 効率的な業務実施

受注者は、常に発注者と密接に連携を図り、発注者の意図について熟知の上、作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。

- (4) 他業務との連携

受注者は、本業務の実施にあたり、本市等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受注者等と連携して行うこととする。

- (5) 市内業者の活用について

本業務の実施にあたり、市内事業者・市内人材の活用、または市内企業との連携体制について提案された内容を評価する。